

- **自動車による飲食店営業について③**

（第9回食品の営業規制の平準化に関する検討会）まとめ

【調整事項関係】

他の自治体の営業許可で営業を行うことを認めていない自治体

- 認めていない理由として、要望がないことのほか、①違反判明時に主体となる自治体が決まらない、②行政処分をする自治体が決まらない等、都道府県間での監視指導の調整に関することが挙げられていた。

特定の都道府県間または同一の都道府県において営業を認めた自治体

- ①違反等を発見した場合の通報体制等の構築については、33例のうち18例の自治体で取り決めていた。
また、②営業の禁停止などの行政処分をする自治体については、33例中33例全ての自治体が、許可自治体が営業の禁停止処分を行うこと、と取り決めていた。
 - 営業者に関する情報の共有については、情報共有を行っていないと回答した自治体が33例中17*例であった。
- ※ 依頼があれば情報共有すると回答した自治体を含む

➡ 今後、自動車を用いた営業に関する監視指導時の実態等を個別に確認し、標準的な方策を検討していく。

【施設基準関係】

<条例と参酌基準の差異>

- 各県で規定している条例の条文について、47都道府県のホームページを確認したところ、参酌基準と全く同じ基準としていたのは44自治体であり、一部異なる基準としていたのは3自治体であった。
- 施設基準の運用について、一部の自治体においては条例と参酌基準の規定は同じものの、運用上の取り扱いが異なっていた。こうした自治体では、運用上の取り扱いについて調整が可能と考えられる。

自動車による飲食店営業に関する規制について

- 自動車による飲食店営業であっても、固定施設と同様の水準で必要な指導等を行えるよう体制を整備することが重要。
- 自動車による飲食店営業は、消費者が利便性を享受できる一方で、固定施設と比較して、法違反等を探知してから、原因食品及び原因施設を特定することが困難。
- 自動車による飲食店営業でも固定施設と同程度の水準で必要な指導等を速やかに行えるよう、一定の基準の見直しが必要ではないか。

現在の食品衛生法上の基準

		固定施設	自動車
省令	申請事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 施設の所在地 施設の名称・屋号 主な取扱食品 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 自動車登録番号※ 施設の名称・屋号 主な取扱食品 等 ※ 運用上、営業場所を求めている。
運用	記録		
	共有	有事の際に他の自治体から依頼があった場合のみ共有	
	有事の通報	<ul style="list-style-type: none"> 消費者又は施設の所在地の自治体が食中毒を探知した際、 ①原因食品、②原因施設を特定 原因施設を所管する自治体は通報を受け、必要に応じ行政処分を行う。 	

調査結果

同一都道府県内の他の自治体で許可(32)	他の都道府県で許可(1)
<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 自動車登録番号 施設の名称・屋号 主な取扱食品 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 自動車登録番号 施設の名称・屋号 主な取扱食品 等
<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 (15) 申請者の所在地 (15) 自動車登録番号 (15) 施設の名称・屋号 (15) 上記に加え、 自動車の保管場所 (5) 営業場所 (4) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 自動車登録番号 施設の名称・屋号 許可番号・許可年月日 給廃水タンク容量 ※自治体の求めに応じて、以下を共有。 施設の図面等
<ul style="list-style-type: none"> 消費者又は施設の所在地の自治体が食中毒を探知した際、 ①原因食品、②原因施設を特定 原因施設を所管する自治体は通報を受け、必要に応じ行政処分を行う。 	

自動車による飲食店営業の運用等の見直しに係る対応方針案①

- 自動車による飲食店営業については、営業施設が移動するため、法違反等を探知してから、原因食品及び原因施設を特定することが困難。
- このため、自動車による飲食店営業については、固定施設と同様の水準※で必要な指導等を行えるよう、以下のとおり必要な運用等の見直しを行う。
 - ※固定施設は営業場所を消費者も行政も把握可能。許可自治体と営業先自治体も同一。
 - 1. 申請時に営業場所の確認を必須とする。
 - 2. 営業許可をした自治体の管轄地域を超えて営業する場合に、営業先の自治体と情報共有する。
 - 3. 利用した施設の連絡先を消費者がわかるようにする。

構成員及び参考人からの意見	
営業場所	<ul style="list-style-type: none"> ・固定施設の事業者との整合性が非常に重要。自動車営業の場合、移動して同じところにはいないため、保健所の監視の目をすり抜けてしまうことのないよう、具体的に一定のルールを検討をお願いしたい。 ・自動車による飲食店営業について、固定施設と同様の水準で必要な指導等を行うことができるよう一定のルールを検討することについて、おおむね妥当。
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・府県を超えた営業を認めている大阪府と和歌山県では、事業者氏名、屋号、自動車登録番号、給水・廃水タンクの容量、許可番号、許可期限など、許可書記載事項について情報共有。 ・大阪府及び和歌山県(府県内の保健所設置市含む)の事業者情報を大阪府でとりまとめ、3ヶ月に1回のペースで共有。また、食中毒が発生した際には、その都度、申請内容や自動車内部の図面など、調査に必要な情報を共有。
通報の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が起こったときに、そのキッチンカーがない場合、全く届出もできないため、消費者保護の観点からキッチンカーにチラシや連絡先を任意に置いてはどうか。

A自治体の場合	営業許可件数 (令和8年2月25日時点)	食中毒事件数 (令和元年12月27日～令和7年9月30日まで)	患者数 (令和元年12月27日～令和7年9月30日まで)
固定施設	22,055件	37件	398名
自動車	1,272件	0件	0人

自動車による飲食店営業の運用等の見直しに係る対応方針案②

1. 営業許可申請の際に、自動車登録番号に加え営業場所の記載を必須とする。
2. 営業場所が「〇〇県一円」等の大まかな場合は、許可取得後、営業した場所の詳細(〇〇公園、番地等)を記録し、自治体の求めに応じ提出するよう、営業者に対し指導する。
3. 営業許可をした自治体の管轄地域を超えて営業する場合にあっては、営業者及び自動車を特定できる情報を共有する。なお、共有の頻度は各自治体で判断。
4. 健康被害等が生じた場合に、消費者が利用した施設をより詳細に把握できるようにするため、連絡先の掲示、連絡先を記載したチラシ、名刺等の設置。

現在の食品衛生法上の基準

対応方針案

		固定施設	自動車
省令	申請事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 施設の所在地 施設の名称・屋号 主な取扱食品 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者氏名 申請者所在地 自動車登録番号※ 施設の名称・屋号 主な取扱食品 <p>等</p> <p>※ 運用上、営業場所を求めている。</p>
	記録		
運用	共有	有事の際に他の自治体から依頼があった場合のみ共有	
	有事の通報	<ul style="list-style-type: none"> 消費者又は施設の所在地の自治体が食中毒を探知した際、 ①原因食品、②原因施設を特定 原因施設を所管する自治体は通報を受け、必要に応じ行政処分を行う。 	

固定施設と同様の水準を確保

		自動車
省令	申請事項	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名 申請者の所在地 営業場所(省令改正:運用で求めているものを義務化) 自動車登録番号 施設の名称・屋号 主な取扱食品 <p>等</p>
	記録	申請時の営業場所が「〇〇県一円」等の大まかな場合は、許可取得後、営業した場所の詳細(〇〇公園、番地等)を記録し、自治体の求めに応じ提出する。(通知)
運用	共有	営業許可をした自治体の管轄地域を超えて営業する場合には、申請事項の情報を共有(※)。また、記録その他の営業者に関する情報も関係自治体の求めに応じて共有。(通知) ※共有の頻度は各自治体で判断。
	有事の通報	左記に加え、健康被害等が生じた場合に、消費者が利用した施設をより詳細に把握できるようにするため、連絡先の掲示、連絡先を記載したチラシ、名刺等の設置。(通知)

まとめ

【自動車による飲食店営業の運用等の見直し】

- 他の自治体の営業許可で自動車による飲食店営業を行うことを認めていない理由として、要望がないことのほか、①違反判明時に主体となる自治体が決まらない、②行政処分をする自治体が決まらない等、都道府県間での監視指導の調整に関することが挙げられていた。
 - 多くの自治体が以下の取り決めを行っていたことから、これらを自治体間の調整時の参考として周知する。
 - ①違反判明時の通報体制について、違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報する。
 - ②営業の禁停止などの行政処分について、許可した自治体が実施する。
- ①違反等を発見した場合の通報体制等の構築については、自動車による飲食店営業では、営業施設が移動するため、法違反等を探知してから、原因食品及び原因施設を特定することが困難であることを踏まえ、固定施設と同様の水準で必要な指導等を行うことができるよう一定のルールを設ける必要がある。
 - 自動車による飲食店営業については、固定施設と同様の水準で必要な指導等を行えるよう、以下のとおり必要な運用等の見直しを行う。
 - 1. 申請時に営業場所の確認を必須とする。
 - 2. 営業許可をした自治体の管轄地域を超えて営業する場合に、営業先の自治体と情報共有する。
 - 3. 利用した施設の連絡先を消費者がわかるようにする。

【施設基準関係】

- 47都道府県のホームページを確認したところ、参酌基準と全く同じ基準であったのは44自治体であり、一部異なる基準としていたのは3自治体であったが、複数の地域で営業することについて都道府県等の調整を困難にする内容ではないと考えられる。
- 施設基準の運用について、一部の自治体においては条例と参酌基準の規定は同じだが、運用上の取り扱いが異なっていた。こうした自治体では基準自体は同じであるため、運用上の取り扱いについて調整が可能と考えられる。

- 参考資料



(参考 1) 自動車による飲食店営業に関する営業場所の許可申請書への記載について①

固定施設		自動車	
申請事項(省令)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名、生年月日、住所 施設の所在地、施設の名称・屋号 営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名、資格の種類及び受講した講習会 施設の構造及び設備を示す図面、水質検査の結果(井戸水等の場合) 更新時等(HACCPに基づく又は考え方を取り入れた管理の別) 欠格事由に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名、生年月日、住所 自動車登録番号、施設の名称・屋号 営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名、資格の種類及び受講した講習会 施設の構造及び設備を示す図面、水質検査の結果(井戸水等の場合) 更新時等(HACCPに基づく又は考え方を取り入れた管理の別) 欠格事由に関すること

固定施設		自動車	
申請事項(運用)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の郵便番号、電話番号、FAX番号、法人番号、メールアドレス 担当者名、電話番号 ふぐ、生食用食肉取扱いの有無 他に取得している営業許可番号、許可年月日、営業の種類 		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の郵便番号、電話番号、FAX番号、法人番号、メールアドレス 担当者名、電話番号 ふぐ、生食用食肉取扱いの有無 他に取得している営業許可番号、許可年月日、営業の種類 番地まで記載した具体的な営業場所、または〇〇県一円記載 自動車の保管場所、仕込み場所

(参考2) 自動車による飲食店営業に関する営業場所の許可申請書への記載について②

令和3年4月23日付け事務連絡

「自動車営業の営業許可申請・届出に関する照会について」別添

許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1 年 月 日	飲食店営業（自動車営業）	
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月	営業場所（例 ○○県一円、主な営業場所等） ⑩の住所で行う業務等（例 自動車保管場所、仕込み場所）を記載すること	

営業許可業種

営業場所の記載は、具体的な場所が決まっている場合は番地まで詳細に求めているが、決まっていない場合は○○県一円でも可とした記載例を示している。

50
備考

(記載例)
 営業場所：茨城県一円、ひたち海浜公園(茨城県ひたちなか市馬渡字大沼605-4)
 ⑩の住所で行っている業務
 例 自動車保管場所：郵便番号○○○ 茨城県土浦市○○町○○番地
 例 仕込み場所：郵便番号○○○ 茨城県土浦市○○町○○番地○○号

（参考3）自動車を用いた飲食店営業の実態に関するアンケート調査における 他の自治体の営業許可で営業を認めた場合の自治体間の調整に関する調査結果概要

- 他の自治体の営業許可で営業を認めた自治体（特定の都道府県間または同一の都道府県のいずれも含む。）においては、
 - ・ 違反判明時の通報体制について、違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報するという回答が33例中18例であった。
 - ・ 営業の禁停止などの行政処分については、許可した自治体が行うという回答が33例中33例であった。
- また、営業者に関する自治体間の情報共有については、33例中、16例で営業者に関する情報共有が行われていた一方で、情報共有を行っていないと回答した自治体（※）が17例であった。

		同一都道府県内の他の自治体の営業許可で同一都道府県内は 営業を認めた（32例）	特定の都道府県の間で営業を認めた（1例） →大阪府／和歌山県
自治体 間 の 取 り 決 め	違反判明時の通報体制 ※22自治体から提供された文書より	違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、 許可自治体へ通報	17 違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、 許可自治体に通報
	営業の禁停止などの行政 処分をする自治体	許可自治体が営業の禁停止処分を行う ※ 営業の禁停止以外の廃棄命令、回収命令等 の行政処分は許可自治体以外の自治体でも可 能と3自治体が回答	32 許可自治体が営業の禁停止処分を行う
	営業者の情報に関する自 治体間の共有	情報共有をしている 共有事項：営業者名、営業者住所、屋号、車両 番号 ※これらに加え、自動車の保管場所、仕込み場 所、営業場所を共有している自治体があった。 情報共有をしていない ※依頼があれば情報共有すると回答した自治体 を含む。	15 情報共有をしている 共有事項：営業者名、営業者住所、屋号、車両番 号 ※その他：施設の図面等、関係自治体からの求め に応じて共有 17

(参考4) 自動車を用いた飲食店営業に係る都道府県の施設基準について

- 各県で規定している条例の条文について、47都道府県のホームページを確認したところ、参酌基準と全く同じ基準であったのは44自治体であり、一部異なる基準としていたのは3自治体であったが、複数の地域で営業することについて都道府県等の調整を困難にする内容ではないと考えられる。
- 施設基準の運用について、一部の自治体においては条例と参酌基準の規定は同じだが、運用上の取り扱いが異なっていた。こうした自治体では基準自体は同じであるため、運用上の取り扱いについて調整が可能と考えられる。

条例と参酌基準とで一部異なる内容がある(3例)

	参酌基準と異なる記載	(参考)参酌基準の記載	異なる記載の概要
例1	飲食店営業及び菓子製造業のうち、自動車において調理又は製造をする場合にあっては、3の項(4)、(9)、(12)及び(16)の基準を適用しない。	令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第三号二、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。	自動車営業の対象に飲食店営業のほか「菓子製造業」がある。 ▶当該自治体に聞き取りを行い、地域の実情を踏まえ、設けている基準であることを確認した。
例2	政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準(同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあつては、同表第3号二、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、同表第3号で定める基準(同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。)中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」と、同表第5号ホ(2)及びハ(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ホ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。	従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。	手洗設備の水栓の再汚染を防止する構造について、自動車営業については「必要に応じ」とある。 ▶「必要に応じ」とあるとおり、都道府県等の間で調整可能である。
例3	自動車において調理をする場合にあっては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。	自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。 (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。	給水量、配水量に関して、水の量を記載していない。 ▶条例に記載はないもの、給水量及び配水量に関しては参酌基準に沿った運用がなされている。

条例と参酌基準の規定に差異はないが、運用上の取り扱いが異なる場合がある

- * 1 作業場の広さ：調理従事者が立って作業可能な調理場の高さを求めている(回答数：2)
- * 2 ねずみ及び昆虫の侵入防止：食品の提供口へ網戸等の設置を求めている(回答数：2)
- * 3 作業区画の間仕切り：調理を行わない運転席と調理場との区画に間仕切りを求めている(回答数：1)
- * 4 洗浄設備：手洗い設備と食品等の洗浄設備の兼用を可能としている(回答数：2)
- * 5 給水・廃水設備：タンクの容量について、取扱可能な食品の数や工程の考え方が異なる(回答数：6)

(参考5) 自動車による飲食店営業について

現状

- ・自動車において調理した食品を提供する事業者は、固定施設と同様、原則、管轄区域ごとに営業許可が必要。
- ・その上で、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号。以下「令和元年通知」という。）では、都道府県等の間で監視指導の方法、違反判明時の通報体制等の調整を行えていることを前提に、1つの営業許可で、複数の都道府県間等の地域を越えて営業を行うことを可能としている。
- ・一方で、令和7年度に規制改革推進会議から、令和元年通知に基づく運用が自治体に普及していないのではないかとの問題意識から、以下の措置を講ずるよう求められている。
 - ① 複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、横展開を図ること。
 - ② 施設基準につき、参酌基準から著しく乖離している場合に、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知すること。

令和元年通知に基づき、1つの営業許可で、複数の都道府県間を超えて営業を行っている自治体

- ・県をまたいで運用しているのは、大阪府と和歌山県間のみ。
- ・両自治体において、施設基準の平準化を図るとともに、食中毒発生時の対応等、必要な調整を行っている。

今後の進め方

47都道府県の自動車営業に関する実態調査を行い、食品の営業規制の平準化に関する検討会で具体的な議論を行う。

(参考) 規制改革実行計画（令和7年6月閣議決定）（抜粋）

- ① 異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。）に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容（例えば、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い及び情報共有事項等）を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。
- ② 都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第3号）別表第19及び第20（第66条の7関係）で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。

(参考6) 自動車を用いた飲食店営業の実態に関する調査について (調査目的、調査方法及び調査項目)

調査目的

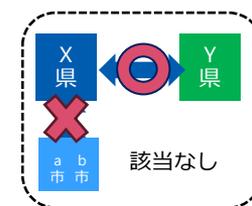
自動車による飲食店営業について、令和元年通知では、都道府県等の中で監視指導の方法、違反判明時の通報体制等の調整を行っていることを前提に、他の自治体の営業許可で、自らの管轄地域における営業を行うことを可能としているが、こうした取扱いを認めていない理由（ボトルネック）などを把握する。

調査方法

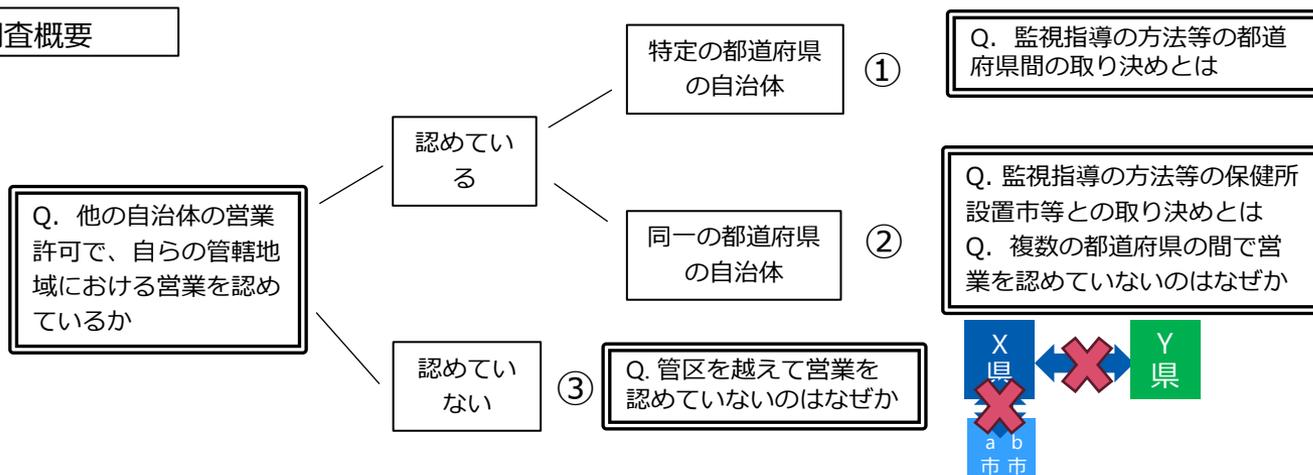
47都道府県（自治体）に対して調査を実施

調査項目

- 他の自治体（知事、市長、又は区長による許可）の営業許可で、
 - ・自らの管轄地域における営業を認めているか／認めていないか
 - ・認めている場合は、その範囲はどこまでか（異なる都道府県の自治体／同一の都道府県の自治体）
- 監視指導の方法等の関係自治体間での取り決めの内容
- 区域を越える営業を認めていない理由



調査概要



(参考7) 改正後の食品衛生法等（営業許可部分抜粋）

<食品衛生法>

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第55条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第2、3項（略）

<公布通知>

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について
（生食発1227第2号 令和元年12月27日）

第13イ

営業許可の申請に係る運用上の留意点（1）法第51条に規定する営業を自動車により複数の地域にまたがって営もうとする者は、各営業所等所在地を管轄する都道府県知事等に許可申請を行う必要があるが、関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えないこと（同条第2号関係）。